

社会資本整備審議会 道路分科会 第4回東北・北陸地方合同小委員会

日時：平成27年3月20日（金）

13：30～15：00

場所：仙台パークビル 2F ホール2会議室
（TKPガーデンシティ仙台勾当台）

議事次第

1. 開 会

2. 挨 拶 東北地方整備局 道路部長

3. 委員紹介

4. 議 事

計画段階評価

・新潟山形南部連絡道路（せきかわ関川～おぐに小国）

5. 挨 拶 北陸地方整備局 道路部長

6. 閉 会

社会資本整備審議会 道路分科会
第4回東北・北陸地方合同小委員会
出席者名簿

東北地方小委員会委員

氏名	所属・役職
おおいずみ た ゆ こ 大泉 太由子	公益財団法人 東北活性化研究センター 調査研究部 専任部長兼主席研究員
【委員長】 おおたき せい い ち 大滝 精一	東北大学大学院 経済学研究科 教授
きとう よ し こ 佐藤 淑子	公益社団法人 青森県観光連盟 専務理事
はまおか ひでかつ 浜岡 秀勝	秋田大学 理工学部 システムデザイン工学科 教授
わたなべ やすひろ 渡辺 泰宏	一般社団法人 東北経済連合会 専務理事

北陸地方小委員会委員

氏名	所属・役職
いしぐろ あつこ 石黒 厚子	一般財団法人 北陸経済研究所 地域開発調査部 主任研究員
おおかわ ひでお 大川 秀雄	放送大学 新潟学習センター 客員教授

東北地方整備局

氏名	所属・役職
かわさき しげのぶ 川崎 茂信	道路部長
みやた ただあき 宮田 忠明	道路調査官
いのうえ けいすけ 井上 圭介	山形河川国道事務所長

北陸地方整備局

氏名	所属・役職
つじ やすと 辻 保人	道路部長
しみず ふみひろ 清水 文裕	羽越河川国道事務所長

社会資本整備審議会 道路分科会
第4回東北・北陸地方合同小委員会 配席図

於:TKPガーデンシティ仙台勾当台 ホール2会議室

委員長

大滝 精一 委員 ○		○ 渡辺 泰宏 委員
大泉 太由子 委員 ○		○ 石黒 厚子 委員
佐藤 淑子 委員 ○		○ 大川 秀雄 委員
浜岡 秀勝 委員 ○		



【司会者】
東北地整 路政課長 田中 完秀
北陸地整 道路計画課長 掛井 孝俊
北陸地整 羽越河川国道事務所長 清水 文裕
北陸地整 道路部長 辻 保人
東北地整 道路部長 川崎 茂信
東北地整 道路調査官 宮田 忠明
東北地整 山形河川国道事務所長 井上 圭介
東北地整 道路計画第一課長 米澤 明男

事務局

自治体・報道関係者

一般傍聴者・報道関係者

受付

出入口

社会資本整備審議会道路分科会 東北地方小委員会運営規則

(趣旨)

第1条 本規則は、「社会資本整備審議会道路分科会運営規則」(平成22年8月3日道路分科会長決定)に基づいて設置する小委員会(以下「小委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(小委員会の事務)

第2条 小委員会は、社会資本整備審議会道路分科会長(以下「分科会長」という。)の求めに応じ、以下の調査を行う。

- 一 計画段階評価、新規事業採択時評価の対象事業に関し、東北地方整備局(以下「整備局」という。)が作成した対応方針(案)。
- 二 地方の道路事業の効率的な実施に関する事項。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員は、再任されることができ、最長6年を限度とする。

(会議の成立条件)

第4条 会議は委員の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。

(合同の会議の開催)

第5条 案件に応じて、他の地方の小委員会と合同の会議を開催することができる。

- 2 合同の会議は各地方の小委員会の委員等を合わせた委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 合同の会議の委員長は、各地方の小委員会のいずれかの委員長が行う。

(小委員会の庶務)

第6条 小委員会の庶務は、整備局の道路部路政課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、小委員会の議事の手続きその他運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規則は、平成23年 9月15日から施行する。

社会資本整備審議会道路分科会 東北地方小委員会 作業部会運営規則

社会資本整備審議会道路分科会東北地方小委員会運営規則第7条に基づき、社会資本整備審議会道路分科会東北地方小委員会作業部会運営規則を、次のとおり定める。

社会資本整備審議会道路分科会
東北地方小委員会 委員長 大滝 精一

(下部組織の設置)

- 第1条 小委員会の委員長は必要があると認めるときは、小委員会の下部組織を設置することができる。
- 2 下部組織に属すべき委員等は、小委員会に属する委員等のうちから、小委員会の委員長が指名する。
 - 3 案件に応じて、下部組織の長を置くこととする。
 - 4 下部組織の長を置く場合は、当該下部組織に属する委員の互選により選出する。

附則

この規程は、平成23年 9月15日から施行する。

社会資本整備審議会道路分科会 東北地方小委員会 委員名簿

地方	氏名	所属・役職
東北	おおいずみ た ゆ こ 大泉 太由子	公益財団法人 東北活性化研究センター 調査研究部 専任部長兼主席研究員
	【委員長】 おおたき せいいち 大滝 精一	東北大学大学院 経済学研究科 教授
	おくむら まこと 奥村 誠	東北大学 災害科学国際研究所 教授
	おのざわ あきこ 小野澤 章子	岩手大学 人文社会科学部 准教授
	さとう よしこ 佐藤 淑子	公益社団法人 青森県観光連盟 専務理事
	はまおか ひでかつ 浜岡 秀勝	秋田大学 理工学部 システムデザイン工学科 教授
	ふくさく まさゆき 福迫 昌之	東日本国際大学 経済情報学部長 教授
	わたなべ やすひろ 渡辺 泰宏	一般社団法人 東北経済連合会 専務理事

(敬称略、五十音順)

社会資本整備審議会道路分科会 北陸地方小委員会運営規則

(主旨)

第1条 本規則は、「社会資本整備審議会道路分科会運営規則」(平成22年8月3日道路分科会決定)に基づいて設置する地方小委員会(以下「小委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(小委員会の事務)

第2条 小委員会は、社会資本整備審議会道路分科会長(以下「分科会長」という。)の指名に基づき、以下の事務を行う。

- 1 直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、北陸地方整備局(以下「整備局」という。)からの報告を受けること。
- 2 整備局の報告に対し意見がある場合には、分科会長に対してその具申を行うこと。

(小委員会の委員及び組織)

第3条 小委員会に属すべき委員等(社会資本整備審議会令(平成十二年六月七日政令第二百九十九号)第4条第5項の「委員等」をいう。以下同じ。)は、道路分科会に属する委員等のうちから、分科会長が指名する。

- 2 委員等は、10名以内で組織する。
- 3 委員等の任期は、2年とする。
- 4 委員等は、再任されることができ、最長6年を限度とする。

(会議の成立条件)

第4条 会議は委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。

(合同の会議の開催)

第5条 案件に応じて、他の地方の小委員会と合同の会議を開催することができる。

- 2 合同の会議は、各地方の小委員会の委員等を合わせた委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 合同の会議の委員長は、各地方の小委員会のいずれかの委員長が行う。

(審議過程の透明性の確保)

第6条 小委員会の構成員及び会議の開催予定はあらかじめ公表する。

- 2 小委員会の審議については、原則として報道機関を通じて公開する。
- 3 小委員会の会議に提出された資料及び議事録は、会議終了後速やかに公開する。ただし、公開することが適切でないと小委員会が判断する資料は公開しない。

(下部組織の設置)

第7条 小委員会の委員長は、必要があると認めるときは、小委員会の下部組織を設置することができる。

2 下部組織に属すべき委員等は、小委員会に属する委員等のうちから、小委員会の委員長が指名する。

3 案件に応じて、下部組織の長を置くこととする。

4 下部組織の長を置く場合は、当該下部組織に属する委員等の互選により選出する。

(小委員会の庶務)

第8条 小委員会の庶務は、整備局道路部路政課において処理する。

附 則

この規則は、平成22年12月16日から施行する。

改正 平成23年9月15日

社会資本整備審議会道路分科会 北陸地方小委員会 委員名簿

地方	氏名	所属・役職
北陸	あきづき ゆうき 秋月 有紀	富山大学 人間発達科学部 准教授
	いしぐる あつこ 石黒 厚子	一般財団法人 北陸経済研究所 地域開発調査部 主任研究員
	おおかわ ひでお 大川 秀雄	放送大学 新潟学習センター 客員教授
	さえき たつひこ 佐伯 竜彦	新潟大学 工学部 教授
	さの かずし 佐野 可寸志	長岡技術科学大学 環境・建設系 准教授
	すみ えいじ 鷺見 英司	新潟大学 経済学部 准教授
	なかやま しょういちろう 中山 晶一朗	金沢大学 理工研究域 環境デザイン学系 教授
	ばばさき けいこ 馬場先 恵子	金沢学院大学 美術文化学部 教授
	【委員長】 まるやま きゅういち 丸山 久一	長岡技術科学大学 名誉教授
	まるやま ゆか 丸山 結香	有限会社 MAX・ZEN PerformanceConsultants 代表取締役

(敬称略、五十音順)